

第141回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

- 1 参加者委員
福永健司委員（部会長）、青山定敬委員、清宮敏子委員、尾張敏章委員、
武藤敏雄委員
- 2 議題
（1）審議事項
議案1「林地開発許可案件」について
- 3 審議結果
上記の議案1に係る第1号から第5号までの案件について審議がなされ、
すべての案件について森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画
であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件 [(新規) パープルクロス (株) による太陽光発電施設の設置]

委員：放流管断面図の放流柵4と接続している接続管の径はφ150mmと、上流側と比べて小さいが、放流柵上部からオーバーフローしないか？

事務局：φ150mmの接続管については、オリフィスからの許容放流量を流下可能な計画となり、池の貯留量を超えて洪水吐からの流下が始まると、最終柵の切り欠き部分から道路側に溢れる。

なお、本計画については千葉市の水路・道路の両管理部局の了解を得ている。

委員：かなり細いようだが、大雨の際にはφ150mm管だけでは排水できないのか？

事務局：30年確率の雨量強度の雨水までは上のオンサイトの貯留で調節し、それまではφ150mm管で排水できるが、その能力を超えた分はここから溢れる。

委員：溢れた排水先は同じところに流れるのか？

事務局：現状ではこの水路に流れると思うが、千葉市の意向により、φ150mm以上の接続は認められず、手前で溢れさせる構造である。また、管を複数本接続するのも認められず、1現場1本の管の接続という決まりとのことである。

○第2号案件 [(変更) ポルシェファイナンシャルサービスジャパン (株) によるエクスペリエンスセンター]

特に無し。

○第3号案件 [(変更) (株) Huang Ming Japan による太陽光発電施設の設置]

委員：南西部の造成の傾斜地の法尻は、変更前には排水設備（U字溝）があったが、変更後にはない。傾斜地は出水が多いと考えられるが、排水設備を設けなくて大丈夫か？

事務局：メインの水路にどう接続するかについて図面が出来上がっていないが、砂質の土層であることや法尻であり、法面から出水した表面水などが洗掘して法尻を崩すおそれがあることから、変更前同様、水路を入れるよう事業者を検討してもらっている。また、小段についても小段排水を入れるよう図面を修正している。

○第4号案件 [(変更) (株) サンエイエコホームによる太陽光発電施設の設置]

委員：変更前の進入口は伐採が進んでいて造成森林となるのか？

事務局：着手以降、進入路として使用していたため、造成森林となる。

委員：変更により排出土量が大幅に増加するが、その対応は？

事務局：現時点では、申請者は残土処分場に搬出する意向と資金計画を確認している。ただし、立木の根株等の量は相当な量になると考えられ、経費等が明らかになった際に、残土量を抑えるため計画高の変更届が提出される可能性がある。

委員：「③-③断面図」の左端の傾斜地の法尻には排水設備が設置されてい

ないが、排水対策は大丈夫か？

事務局：法尻に水路を入れるよう事業者を指導する。

委員：拡大部区域の雨水の流れ及び変更前と変更後を比べ、排水管の断面の大きさが変わっていないが大丈夫か？

事務局：雨水が流れる方向については、残置森林部分は事業区域の中に追加で入る。また、法面部分についても勾配の標記のとおり調節池の中に入る。今回の拡大区域は前回においても尾根部であり、調節池の容量計算に計上しており、森林区域なので森林区域として流域カウントしていた。今回も切土を行うが、流域に入れ、流域全部を入れて調節池の容量計算をしている。

排水管については、掘り込み式のため、オリフィスで調節した分しか流れない。最低径 600mm という基準となっているが、植栽も行い残置森林もあるが、多少大きい 700mm×700mm という、排水としてかなり余裕がある計画となっている。

○第5号案件 [(変更) ヴィレッジ・ヴィンテージ (同) による残土埋立及び芝生生産地造成]

委員：沈殿池及び浸透池について変更前と変更後での配置が異なり、変更前であれば、事業区域内の水が沈殿池にダイレクトに流下するものとなっていたが、変更後はそうではない。問題はないのか？

事務局：土地利用上のレイアウトや残置森林の幅を設けるために、このようなレイアウトとなったが、浸透池に直接水が入らないように小堰堤を設け、それでも直接、雨水が浸透池に入るものについては、年6回の浚渫を行うなど、浸透池の適切な管理を行う計画となっている。